

●供託の手続きを行う法務局:

府中支局: 042-335-4753 (本案内を鵜呑みにせず、事前に手続き方法を確認すること)

郵送でのやり取りは時間と切手代がかかるため、来局して一日で済ませることを勧める。

●供託に必要なもの

**1. 供託書OCR用 (雑)第4号様式 印供第34号**

書式は法務局にあり。用紙は機械読み込みでA4折り畳み不可のため、取り寄せると切手代120円がかかる。記載内容については、色々と書かねばならない項目があるため、記載不備で受付不可とならないよう、来局して窓口で相談して書くことを勧める。

**2. 登記簿謄本**

**3. 供託金の支払い**

債権差押の通知に記載された執行費用を含めた金額。窓口で現金払いもしくは銀行振り込み等も可能だが、窓口で支払えば、当日中に「受理決定通知書」が発行される。後日受け取りすると、郵送切手代82円がかかるため、当日、受けとり、事情届まで出して手続きを終えるのが最善。

**4. 事情届の提出**

受理決定通知書が発行されてから提出する。裁判所の様式はあるが、様式が手元になければ、自分で作成しても構わない。供託しますという旨が書かれていれば良い。

**5. 供託書正本と事情届を裁判所に送付するために必要な封筒と郵送切手代をおさめる。**

封筒も用意しておく。書面の分量が最小限度なら切手代は82円で良い。

窓口に来局して行えば、この1～5までのプロセスを一日で終わられる。

問い合わせは、府中支局:042-335-4753

<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/table/shikyokutou/all/hucyuu.html>

東京法務局供託係:03-5213-1353 にも問い合わせ可。

※徒歩の場合、両駅から30分以上かかります。



## 窓 口

戸籍・国籍・供託・人権擁護事務関係及びその他のご用件であれば1階へ、  
証明書等のご用件及び不動産の表示登記に関するご用件であれば2階へ、  
不動産の権利及び商業・法人登記申請関係のご用件であれば3階へお越し  
ください。

証明書発行請求機が設置されています。  
是非ご利用ください。

